

北九州市在宅人工呼吸器使用患者非常用電源購入費助成事業 助成金の請求について

本事業による助成金の請求方法には、以下の2通りがあります。

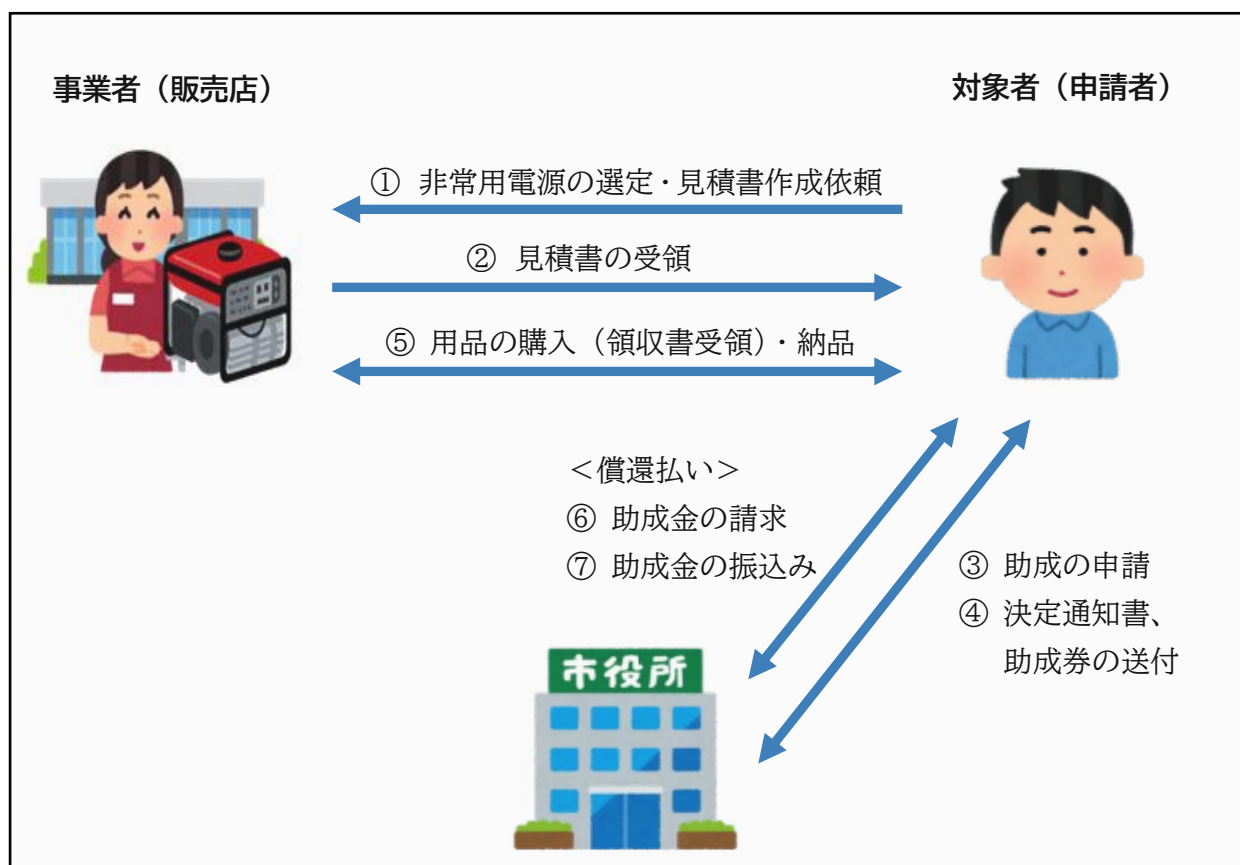
1 償還払い

在宅で人工呼吸器を使用している方やそのご家族等（以下、「申請者」という）が、用品購入の際にその代金の全額を一旦支払い、その後、申請者から市へ助成金の請求を行うことにより、市から申請者に対し助成金（助成基準額内の購入に要する費用のうち9割）を支払う方法です。

【助成金の請求・受領に必要な書類】

- 北九州市在宅人工呼吸器使用患者非常用電源購入費助成事業請求書（様式第7号）
- 助成券（様式第3号）
- 用品の購入に要した費用がわかる領収書の写し
- 振込口座の通帳の写し

【申請から助成金振込みまでの流れ】



2 代理請求及び受領

代理請求及び受領制度は、申請者の負担軽減を図るため、申請者に代わって、事業者（販売店）が市に対して助成金の請求及び受領を行う制度です。

本制度を利用する場合は、申請者に代わって事業者（販売店）が市に助成金の請求を行いますので、申請者は用品代金の全額を支払わず、自己負担額の支払いで購入することができます。

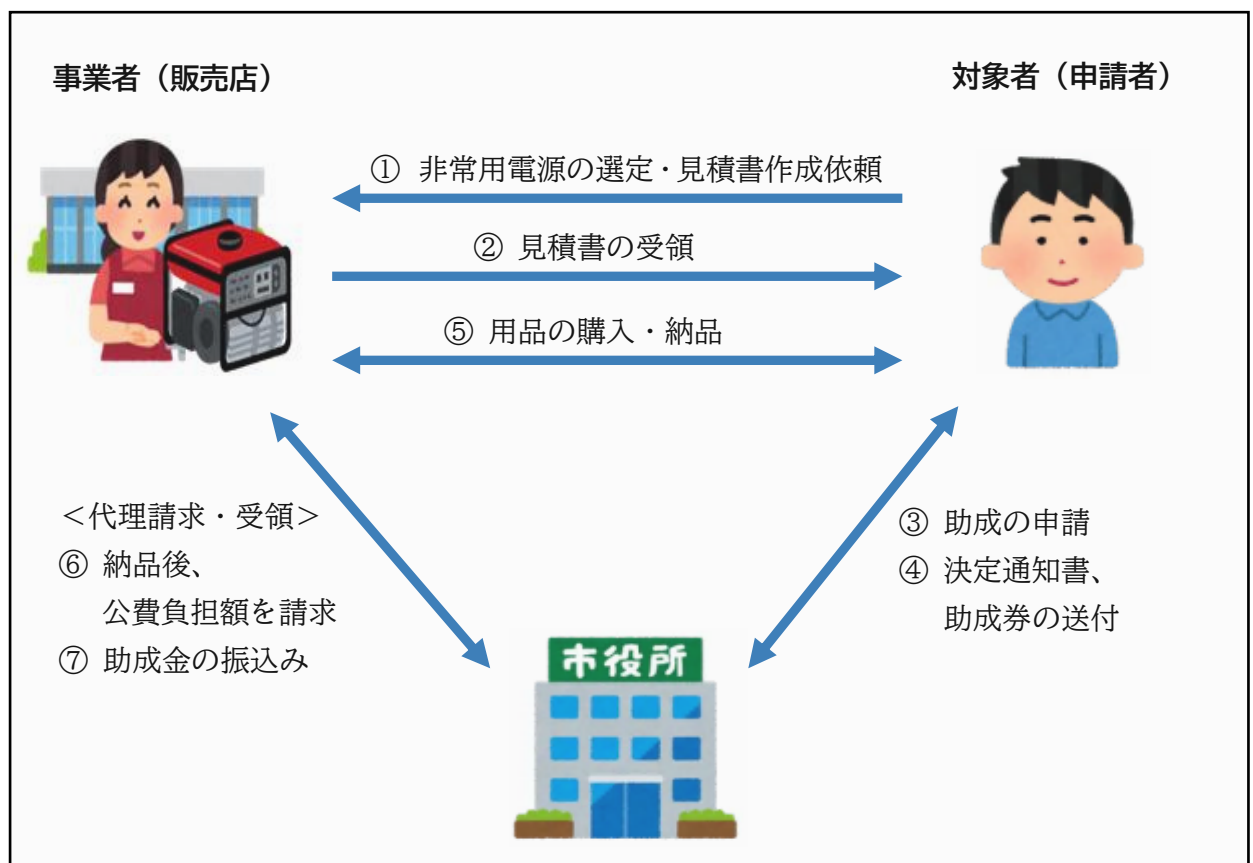
※ 本制度による対応が可能かどうかについては、販売店にご確認ください。

※ 本制度を利用する場合には、委任状が必要となります。

【助成金の請求・受領に必要な書類】

- 北九州市在宅人工呼吸器使用患者非常用電源購入費助成事業請求書（様式第7号）
- 助成券（様式第3号）
- 振込口座の通帳の写し
- 委任状（様式第8号）

【申請から助成金振込みまでの流れ】



＜請求書類の提出先＞ ※ 郵送または持参（持参の場合は事前にご連絡ください）
北九州市 保健福祉局 疾病対策課
〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
電話番号：093-582-2899